

◆ 軽自動車税種別割の税率について

《原動機付自転車、小型特殊自動車、軽二輪など》

車種区分		平成28年度から
原動機付 自転車	50cc以下	2,000円
	50cc超 90cc以下	2,000円
	90cc超 125cc以下	2,400円
	ミニカー	3,700円
軽二輪（125cc超 250cc以下）		3,600円
小型二輪（250cc超）		6,000円
専ら雪上を走行するもの		3,600円
小型特殊 自動車	農耕作業用	2,400円
	その他のもの	5,900円

《三輪、四輪の軽自動車》

最初（新車）の新規検査を受けた時期により適用される税額が異なります。

※ 最初（新車）の新規登録を受けた時期は、自動車検査証（車検証）の『初度検査年月』でご確認ください。

ただし、平成15年10月14日以前に最初（新車）の新規検査を受けた車両については、年だけの記載となっています。

区 分				重課税率	標準税率		グリーン化特例(軽課税率)		
				平成21年 3月31日 以前に新規検査を した車両 (A)	平成27年 3月31日 までに新規検査を した車両	平成27年 4月1日以 降の新規 登録車	令和3年4月1日から令和4年 3月31日までの新規登録車両 (令和4年度)		
							概ね75% 軽減(B)	概ね50% 軽減(C)	概ね25% 軽減(D)
軽自動車	三輪のもの			4,600円	3,100円	3,900円	1,000円	—	—
	四輪 以上 もの	乗 用	営業用	8,200円	5,500円	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円
			自家用	12,900円	7,200円	10,800円	2,700円	—	—
		貨物用	営業用	4,500円	3,000円	3,800円	1,000円	—	—
自家用			6,000円	4,000円	5,000円	1,300円	—	—	

▼軽自動車税種別割に係る重課の導入について

軽自動車税種別割のグリーン化を進める観点から、**令和4年度時点で、最初の新規検査から13年を経過した三輪、四輪の軽自動車について令和4年度課税から重課が導入されます。**

(A) 令和4年度課税の重課対象

平成21年3月31日以前に最初の新規検査をした車両
ただし、電気自動車、天然ガス軽自動車、メタノール軽自動車、混合メタノール軽自動車及びハイブリッド車並びに被けん引車は、重課の対象から除きます。

▼軽自動車税種別割のグリーン化特例について

平成27年度税制改正により三輪及び四輪の軽自動車で、排出ガス性能及び燃費性能に優れた環境負荷の小さい車両について、グリーン化特例（軽課）が適用されることとなりました。

この特例は、**令和3年4月1日から令和4年3月31日までに新車で新規登録された一定の基準を満たす車両について、令和4年度の軽自動車税種別割に限り適用されます。**

(B) 電気自動車・天然ガス軽自動車

（平成21年排出ガス10%低減）

(C) 乗 用：令和2年度燃費基準+30%達成車

貨物用：平成27年度燃費基準+35%達成車

(D) 乗 用：令和2年度燃費基準達成車+10%達成車

貨物用：平成27年度燃費基準+15%達成車

※ **ただし、(C) (D) に関しては、該当となるガソリン車・ハイブリッド車は、平成17年度排出ガス基準75%低減達成車または、平成30年排出ガス基準50%低減達成車(★★★★)に限ります。**

また、各燃費基準の達成状況は、自動車検査証の備考欄に記載されています。